

東大和市指定金融機関としての公金の出納及び預金の取扱いに関する 業務委託契約仕様書

1. 契約件名 東大和市指定金融機関としての公金の出納及び預金の取扱いに関する
業務委託契約

2. 目的

本契約は、東大和市（以下「委託者」という。）が、受託者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）として指定のうえ、関係法令、東大和市会計事務規則（平成22年規則第6号）、東大和市公金取扱金融機関等に関する規則（昭和40年規則第13号）その他財務に関する諸規程及び本仕様書に定めるところにより、公金の出納及び預金の事務（以下「公金取扱事務」という。）並びに東大和市収納代理金融機関（以下「収納代理金融機関」という。）との契約等を行う事務（以下「収納代理金融機関との調整事務」という。）を受託者に委託することにより、適正かつ迅速な会計事務の執行を図ることを目的とする。

3. 履行期間等

(1) 履行期間

本契約に基づく業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(2) 引継期間

本契約を締結後、当該契約の日の翌日から令和9年3月31日までの間は、現指定金融機関から受託者への引継期間とし、受託者は、履行開始日から滞りなく業務を開始するものとする。

(3) 経費負担

引継期間における経費の負担については、受託者の負担とし、履行期間における経費の負担については、「9. 委託料」に記載のとおりとする。

4. 履行場所

東大和市役所会計課及び委託者が指定する場所

5. 委託業務内容

(1) 公金取扱事務等の履行

受託者は、東大和市内に所在する店舗のいずれかを総括店舗と位置付けたうえで、同店舗において委託者の公金取扱事務並びに収納代理金融機関との調整事務を滞りなく行うために必要な責任者を配置するものとする。

また、受託者は、委託者が東大和市役所本庁舎内に設置する派出所（以下「派出所」という。）で公金の出納事務を行うものとする。

(2) 業務時間

ア) 業務時間

委託事務の取扱時間は、受託者の営業日における営業時間内とする。ただし、委託者が必要と認めるときは、受託者に対して、受託者の休日（臨時休業日を含む。以下同じ。）又は営業時間外の事務の取扱いを要請することができるものとする。

イ) 派出所における業務時間

派出所における業務時間は、東大和市の休日に関する条例（平成3年条例第31号）第1条に規定する休日を除く日（以下「業務日」という。）の午前9時から午後5時まで（以下「業務時間」という。）とする。ただし、委託者が必要と認めるときは、受託者に対して業務日外又は業務時間外の事務取扱いを要請することができるものとする。

(3) 現金自動預け払い機の設置

受託者は、東大和市役所本庁舎内の委託者が指定する場所に、現金自動預け払い機（以下「ATM」という。）を設置し、派出所の業務時間中（ただし、現金の補充回収、機械のメンテナンス等に要する時間を除く）、使用可能な状態にしておくものとする。

(4) ソフトウェアの貸与等に関すること

受託者は、委託者が、公金の出納業務を行うにあたり必要となる次に掲げるシステムに係るソフトウェアを委託者に貸与し、委託者が当該ソフトウェアを利用する際のサポートを行うものとする。

ア) 対象とするソフトウェア

① LGWAN接続型のファームバンキングシステム又は同程度以上のセキュリティ対策を講じたインターネットバンキングシステム（以下「ファームバンキングシステム等」という。）に係るソフトウェア

委託者が、東大和市会計管理者（以下「会計管理者」という。）口座の取引照会や振込データの伝送等を行うためのシステムに係るソフトウェア

② 公共料金事前通知サービスに係るデータマッチングソフトウェア

委託者が口座振替の申込みをした公共料金収納機関（以下「収納機関」という。）の請求データを委託者の会計処理が可能なデータに変換するためのシステムに係るソフトウェア

イ) ソフトウェアの管理等

① 委託者は、受託者から貸与されたソフトウェアを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

② 委託者は、受託者から貸与されたソフトウェアについて、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく受託者に通知するものとする。

a 受託者の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき

あるとき。

b 盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(5) 公金の収納に関すること

受託者は、委託者の求めに応じ、次に掲げる公金の収納事務を行う。なお、受託者は、その取り扱う公金の収納事務の一部を委託者の指定する収納代理金融機関に委託して取り扱わせることができるものとする。ただし、受託者は、収納代理金融機関との間に契約を締結したとき、又は契約の内容を変更したときは、速やかに当該契約に係る書類の写しを委託者に提出するとともに、収納代理金融機関が取り扱う公金の収納事務を総括しなければならない。

ア) 委託者が発行する納付書等により公金を収納すること。

イ) 預金口座振替により市税等を収納すること。なお、受託者は、預金口座振替により市税等を収納した収納代理金融機関に対し、市税等取扱手数料及び消費税を支払うものとする。

ウ) 総括店舗に会計管理者名義の普通預金口座を開設し、収納した公金を預け入れること。また、収納代理金融機関から振込みを受けたときも同様に扱うこと。

エ) 委託者が普通預金に属する現金を他の金融機関に預け替えをするときは、これに従うこと。

オ) 給与特別徴収に係る個人住民税収納明細データを引き渡すこと

① 受託者は、毎月10日（当日が受託者の休業日にあたる場合は翌営業日）に収納した「給与特別徴収に係る個人住民税（延滞金・退職所得に係る収納分は除く）」に関して、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行及び埼玉りそな銀行（以下「都市銀行5行」という。）から、収納明細データを収集のうえ、これに自らが把握するデータを加えて記録したDVD正・副2枚に、金融機関毎の合計の件数・金額を記入した「住民税納入済データ取扱銀行別一覧」を添えて、当該住民税の納入期限の翌日から起算して6営業日までに委託者に引き渡すものとする。

② 受託者の事情により、DVDの引渡し期限内にできない場合は、受託者は委託者に対し、事前にその旨を連絡して対応を協議するものとする。

③ 受託者は、DVDに記録したデータについて、引渡し後の変更は行わない。

④ 委託者は、受託者から受領した給与特別徴収に係る個人住民税収納明細データの処理後、DVDの受領日から起算して5営業日以降に受託者に返却する。

⑤ 受託者は、委託者に引き渡したDVDに不備があった場合は、速やかに不備のないDVDを再作成のうえ、差し換えなければならない。

⑥ 受託者は、①により収納明細データを提供した都市銀行5行に対し、収納明細のデータ化処理手数料及び消費税を支払うものとする。

⑦ 委託者及び受託者は、それぞれの責により生じた損害を負担する。委託者、受託者いずれの責によるか明らかでないときは、両方で協議して定める。

⑧ DVDに記録するデータのファイル形式は、テキストファイルとし、各レ

コードの終端に区切り（CR+LF）、16進表記「0D0A」を付加するものとする。また、ファイルの終端には、「EOF」（16進表記「1A」）を付加するものとする。

(6) 公金の支出に関すること

受託者は、会計管理者の求めに応じ、次に掲げる支出事務を行う。

ア) 会計管理者の通知に基づいて適正に公金支出業務を行うこと。また、金額の多寡にかかわらず、原則として電信により取り扱うこと。

イ) 委託者からファームバンキングシステム等を介して依頼があった場合は、総合振込（委託者が、ファームバンキングシステム等を利用して自ら占有するパソコン等から受託者のコンピュータに外部センター経由でファイル伝送方式のデータ伝送を行うことにより、次に掲げる振込を受託者に依頼し、受託者が当該依頼に基づき実施する振込をいう。）に係る事務を処理すること。

① 総合振込の種類

- a 一般振込（bからfまでに掲げる振込を除く振込をいう。）
- b 給与（賞与）振込
- c 住民税（地方税）振込
- d 預金口座振替請求および預金口座振替結果明細
- e 外国送金
- f その他受託者が取扱いを認めた振込

② 振込依頼

- a 委託者は、総合振込を受託者に依頼するにあたり、振込指定日の1営業日前の午前10時までに、受託者がホームページ上で公表する内容と仕様にに基づき作成した依頼明細をデータ伝送するものとする。
- b 委託者は、前aのデータ伝送とは別に、受託者に依頼明細の合計金額、件数等を速やかに通知するものとする。
- c 委託者は、前aでデータ伝送した依頼明細に不備がある場合には、受託者に連絡のうえ速やかに不備のないものを再送するものとする。
- d 委託者は、受託者にデータを伝送し、受託者が受信した後においては、原則として、依頼明細の取消又は変更を行わないものとする。

③ 振込指定口座の確認

委託者は受託者に振込を依頼するにあたっては、事前に振込指定口座の口座番号の確認を行うものとする。ただし、確認に際して必要がある場合は、受託者は委託者に協力するものとする。

④ 振込事務

受託者は、委託者からデータ伝送された依頼明細に従い、振込手続きを行うものとする。

⑤ 資金決済

委託者は、データ伝送した振込資金を振込指定日までに受託者に引き渡すものとする。

⑥ 入金通知
受託者は、振込受取人に対して、入金通知は行わないものとする。

⑦ 障害時等の取扱い
電子計算機、回線等の障害により、所定の日時までにデータ伝送を行うことができない場合や、振込手続きに際して事故が発生した場合等は、委託者と受託者が協議するものとする。

ウ) 公共料金事前通知サービスを提供すること

① サービスの内容

受託者は、委託者の収納機関請求データを受託者に集約するとともに、当該請求データを委託者の会計処理が可能なデータに変換し、委託者に通知する。

② 通知方法

受託者は、委託者の使用する電子計算機に対し、受託者のホストコンピューターから通信回線により請求データを通知する。

③ 通知時期

a 受託者は、収納機関が受託者に請求データを送信した日の翌営業日から委託者の通知サービスの利用を可能とする。

b 委託者の通知サービスの利用は、前 a に定める日以降の受託者の営業日の午前9時から午後7時までとする。

④ 対象公共料金

対象とする公共料金は、電話、電気、ガス、水道、NHK受信料のうち、受託者が指定した収納機関の公共料金とする。

⑤ 障害時等の取扱い

電子計算機、回線等の障害により、所定の日時までに通知サービスを実施することができない場合には、委託者と受託者が対応方法について協議するものとする。

⑥ 免責

受託者は、この契約に基づく通知サービスについて、受託者の責による以外の事由により委託者に損害が生じた場合には、その賠償の責を負わない。

エ) 受託者は、委託者が指定する金種や額、回数に従い、無料で、現金の払出対応をすること。

(7) 収支状況及び預金明細の報告に関すること

受託者は、毎営業日の午前10時30分までに、前営業日終業時点の預金の明細を委託者指定様式で作成のうえ、委託者に2部提出することをもって報告し、1部に証明を受け、保管すること。

なお、公金の出納は、歳入金・歳出金・歳入歳出外現金及び支払未済資金に区分し、更に歳入歳出外現金については、会計別に区分して整理すること。

(8) 帳簿の整理に関すること

受託者は、次に掲げる帳簿（必要に応じ、補助簿を設けることも可とする）を備えて、公金取扱事務を整理するものとし、委託者が求めた際は速やかに提示すること。

- ア) 現金出納簿
- イ) 収支整理簿
- ウ) 証券整理簿

(9) 郵便貯金銀行口座からの振替の払戻しに関すること

受託者は、会計管理者から、郵便貯金銀行口座からの振替の払戻しのための小切手を受領したときは、これを速やかに収納金として整理すること。

(10) 電子化の提案及びサポートに関すること

受託者は、委託者に対し、公金取扱業務に関する新たな電子化の提案やサポートを継続的に行うこと。

6. 収納代理金融機関との契約及び指導等

(1) 受託者は、円滑な実施を図るため、収納代理金融機関と公金取扱業務に係る契約を締結し、当該機関に対して適宜指導と連絡調整を行って、東大和市会計事務規則の規定を遵守させるとともに、これら公金の出納に関する事務の取扱いに関して、善良な管理者の注意をもって履行すること。

(2) 受託者は、収納代理金融機関との間において公金業務取扱契約を締結したとき、又は当該契約内容を変更したときは、速やかに当該契約書の写しを添えて、その旨を委託者に届け出ること。

7. 資金調達

委託者が資金調達として受託者から短期間の借入れを行う際は、受託者は、指定金融機関として、市場金利や取引状況を踏まえ、合理的な範囲で配慮のうえ、委託者と協議し、適用する利率を決定するものとする。また、市場金利等に変動が生じたときは、双方協議のうえ、合理的な範囲で適用する利率を見直すものとする。

8. 資金運用

受託者は、委託者の公金の管理・運用について、确实かつ有利で効率的なものとなるよう合理的な範囲で努めるものとする。また、必要に応じて委託者に対し、助言や情報提供等の支援を行うものとする。

- (1) 受託者は、金融市場の金利動向や関連情報、ディスクロージャー資料等について、委託者からの要請または必要に応じて情報提供を行い、合理的な範囲で運用に関する助言を行うものとする。
- (2) 受託者は、自らをはじめ、複数の収納代理金融機関への公金預託に際し、指定金融機関として、市場金利や取引状況を踏まえ、合理的な範囲で有利な利率の適用に努めるものとする。

9. 委託料

- (1) 委託者は、指定金融機関としての公金の出納及び預金の取扱いに関する業務委託料（以下「指定金融機関委託料」という。）として、受託者に対し、次に掲げる費用を支払うものとする。

（単位：件）

費目	内容	【参考】年間取扱件数（実績）		
		R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 市税等取扱手数料	前記「5（5）イ）」に基づき、受託者が自ら行う業務に係る手数料に相当する額ならびに、受託者が収納代理金融機関に対し負担する費用に相当する額	122,868	120,590	120,324
② 収納データ作成手数料	前記「5（5）オ）①）」に基づき、受託者が自ら行う業務に係る手数料に相当する額ならびに、同「5（5）オ）⑥）」により、受託者が都市銀行5行に対し負担する費用に相当する額	60 (5行×12月)	60 (5行×12月)	60 (5行×12月)
③ 振込手数料	前記「5（6）イ）④）」に基づく振込手続きのうち、同「5（6）イ）①a）」に該当する振込であって、受託者以外の金融機関等の口座宛の振込に係る手数料に相当する額	—	—	58,147 (6ヶ月)
④ 口座振替データ取扱手数料	前記「5（6）ウ）①）」に基づき、受託者が行う業務に係る手数料に相当する額	2,201	2,156	2,126
⑤ 電算機器設定等委託料	前記「5（4）」に基づき、受託者が行う業務に係る委託料	1	1	0

⑥ 派出業務委託料	前記「5（1）」に基づき、受託者が派出所で行う業務に係る委託料	1	1	1
⑦ ソフトウェア使用料	前記「5（4）」に基づき、受託者が委託者に貸与するシステムに係る使用料	1	1	1
⑧ 端末認証サービス利用料	前記「5（4）」に基づき、委託者のシステム利用に要する利用料	-	1	1
⑨ ATMに係る維持管理費	前記「5（3）」に基づき設置するATMの維持管理に要する費用	-	-	-
⑩ 警送に係る経費	総括店舗と派出所間における現金等の安全かつ確実な輸送や、前記「5（3）」に基づき設置するATMへの現金の補充等に要する経費	-	-	-

※ 参考欄中「-」表記については、当該項目が過去に発生していない、または委託者において、過去に手数料等を負担したことが無いことを表す。

(2) 委託者は、履行期間に係る指定金融機関委託料の総額を下表のとおり年度ごとに分割して支払う。

この場合において、分割金額に1円未満の端数が生じる場合は、当該端数を令和13年度分で調整して支払う。

なお、受託者は、令和13年度は履行期間満了後、その他の年度は各年度の業務終了後、速やかに委託者に完了届を提出し、検査を受けるものとする。当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に、受託者に対し、指定金融機関委託料を支払うものとする。

年度	支払時期
令和9年度	年度終了後
令和10年度	年度終了後
令和11年度	年度終了後
令和12年度	年度終了後
令和13年度	履行期間満了後

(3) 社会情勢等の変化により、新たに費用負担を考慮する必要性が生じた場合は、委託者及び受託者において、別途協議するものとする。

10. 検査の実施

受託者は、委託者の会計管理者による定期検査を年1回以上受けるものとする。

また、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対する委託者の会計管理者による臨時の検査を実施することができるものとする。

1 1. 損害賠償

- (1) 受託者は、指定金融機関としての事務取扱に関し、善良な管理者の注意をもって履行するものとし、自己又は収納代理金融機関の故意又は過失により委託者に損害を生じさせたときは、その直接かつ通常の影響について、賠償の責任を負うものとする。
- (2) (1) 記載の損害が、不可抗力その他受託者の合理的支配を超える事由によって発生したものであって、これを受託者に負担させることが著しく公正を害すると認められるときは、受託者は、その損害について、賠償の責任を負わない。
- (3) 受託者の過失の有無や免責事由の適用に関わらず、委託者に損害が発生したときは、受託者は直ちに委託者に通知をするとともに、当該事由による影響の軽減や回復のために最善の努力を尽くすものとする。
- (4) 受託者が第2号により損害賠償の責任を負わない場合についても、委託者の損害に対する受託者の任意の補償について、双方、誠実に協議するものとする。

1 2. 担保の提供

受託者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の2第3項に規定する指定金融機関の担保として、現金3千万円又はこれに相当する額の有価証券（種類については別に協議）を委託者に提供すること。

また、当該担保は、委託者において必要があると認めるときは、委託者及び受託者の協議の上、その額を増減することができるものとする。

1 3. 損害の補填

委託者は、11に規定する事由が生じたときは、その損害額について、12の規定により受託者が提供した担保を処分して、その損害額の補填に充てるものとする。この場合において損害額がなお不足するときは、受託者は、その不足額及びこれに付帯する費用を支払わなければならない。

1 4. 秘密の保持等

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。なお、本業務については、同特記仕様書第13条に規定する特定個人情報等を取り扱う業務ではない。

- (1) 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を

侵害することのないように努めなければならない。

- (2) 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、4（5）に記載の「公金の収納事務の一部を委託者の指定する収納代理金融機関に委託すること」を除き、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ずほかに再委託するときは、委託者の承諾を得るものとする。
- (4) 受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。
- (5) 受託者は、この契約による事務を処理するために取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- (6) 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- (7) 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。また、受託者が自ら、当該事務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。
- (8) 受託者がこの契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。
- (9) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は、生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うものとする。

15. 契約条項の変更

- (1) 委託者又は受託者が、この契約の条項を変更する必要があると認めたときは、委託者及び受託者の協議により変更することができるものとする。
- (2) 前項の規定によりこの契約の一部を変更しようとするときは、30日以前に相手方に通知して協議するものとする。

16. 契約の解除等

- (1) 委託者は、受託者が本契約に違反をした場合、または指定金融機関としての事務取扱において重大な不都合が認められる場合に限り、相当の予告期間を設けたうえで、この契約の一部を変更し、又は解除することができるものとする。
- (2) 前項の規定によりこの契約を解除する場合において、受託者に損失が生じることがあっても、委託者は賠償の責めを負わないものとする。

17. 契約の終了等による処理

- (1) この契約が終了したとき、又は解除されたときは、受託者は、委託者の指示に従い、納入済通知書及びその他証拠書類等並びに委託者への未送付の現金について、委託者に返還し、又は委託者の指定する者に引き継がなければならない。
また、受託者は、次の指定金融機関が履行開始日から滞りなく業務を開始できるよう業務引継ぎに協力するものとする。
- (2) 前項の規定による返還又は引継ぎに要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 委託者は、(1)の規定による返還又は引継ぎが確認できたときは、受託者の提供した担保を速やかに受託者に返還するものとする。ただし、13の規定により当該担保を処分したときは、その残余金とする。

18. 守秘義務

受託者は、この契約に関し知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は利用してはならない。

19. 協議事項

この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

20. その他

- (1) 委託者は、受託者が5に定める業務を遂行するに当たり必要な資料等を、紙媒体又は電子媒体で受託者に提供する。

- (2) 受託者は、5に定める業務の一環として、委託者からの質疑に対応すること。質疑対応の方法は、電子メール、ファクシミリ又は電話とし、上限回数を設けない。
- (3) 受託者は、指定金融機関として、法令等の定める諸規定を遵守し、厳正な公金取扱業務を行い、迅速かつ的確に対応すること。
- (4) 業務の履行に当たり必要な旅費交通費は、受託者の負担とする。
- (5) 委託者は、派出所における業務のために、受託者に対し、電話機を1台無償貸与する。また、当該電話機及びファクシミリの使用に係る費用は請求しない。なお、受託者は、別途所定の手続を行うこと。
- (6) 委託者は、派出所における業務に係る光熱水費は請求しない。なお、受託者は、別途所定の手続を行うこと。
- (7) 委託者は、ATMの設置に伴う行政財産使用料ならびに電気料金は請求しない。なお、受託者は、別途所定の手続を行うこと。